

貸金庫規定等の改定のお知らせ

2026年1月16日
株式会社山梨中央銀行

2025年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が盛り込まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当行では、以下のとおり関連規定を改定いたします。改定後の規定は、従前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

規定改定に伴いお客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1. 対象となる規定

- (1) 貸金庫規定
- (2) 保護預り規定（セーフティバッグ）

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

- ① 貸金庫・セーフティバッグに格納いただけないものに「現金」を追加
【格納いただけない現金について】
日本円（注）、外国通貨ともに格納いただけません。
(注) 日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。
 - A. 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
 - B. 「上記A」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））詳しくは以下日本銀行ホームページをご確認ください。
https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm

- ② 貸金庫・セーフティバッグの利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告したこと 等

(2) 規定の改定箇所

[こちら](#)をご参照ください。

3. 改定後の規定

[こちら](#)をご参照ください。

4. 規定の改定日

2026年5月1日（金）

5. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に、現金をお取り出しいただきますよう、お願ひいたします。
- (2) 上記2. (1) ②に記載の書面につきましては、本年1月下旬に、お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきます。

【お客さまからのお問い合わせ先】

山梨中央銀行ダイレクトマーケティングセンター

電話 : 0120-201862 (照会コード: 9)

受付時間 : 平日 9:00~17:00 (ただし、祝日および 12/31~1/3 は除きます)

以上